

平成28年2月8日(月)
於 栃木県公館 大会議室

第168回 栃木県都市計画審議会

議 事 録

1. 開催日 平成 28 年 2 月 8 日 (月)

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 15 名

福田委員、築瀬委員、森本委員、尾立委員
青木委員、戸室委員、青山委員、半田委員
濱委員(代)、石川委員(代)、石田委員(代)、松岡委員(代)
加藤委員、螺良委員、板橋委員

※(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは定刻となりましたので、ただいまから第168回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、県を代表して印南県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○印南県土整備部長 皆さんこんにちは。県土整備部長の印南でございます。

本日は、お忙しい中、第168回栃木県都市計画審議会に御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。また、日ごろから本県の都市計画行政をはじめといたしまして、行政運営に特段の御支援をいただいておりますことに、心から御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本県におきましては人口減少・少子高齢化が進行する中、平成28年度から新たな県政の基本方針となる栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」を先日公表させていただきました。本プランにおきましては、とちぎの将来像に「人も地域も真に輝く魅力あふれる元気な“とちぎ”」を目標に掲げまして、安全で快適な生活と産業基盤が整う、持続可能で暮らしやすいコンパクトなまちづくりなどに取り組むこととしております。

このため、都市計画におきましても、コンパクトな拠点の形成とネットワーク化による「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を目指すべきとちぎの将来都市構造といたしまして、都市計画区域マスタープランを変更していきたいと考えております。

本日は、これらマスタープランの変更を含む11議案について御審議いただくことになるわけですが、会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、十分な御審議の程、よろしく願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 本日は委員20名のうち出席者は15名で、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達しましたことを御報告いたします。

それでは、築瀬会長よろしく願いいたします。

○議長 それでは議事に移らせていただきます。本日は、第168回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、御多用中にもかかわらず、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきます。まず議事録署名委員ですが、1番の福田委員、5番の青木委員を御指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、お手元の「第168回栃木県都市計画審議会 議案の概要」にございますように、報告案件が1件、付議案件が「宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」など全部で11件、合わせて12件でございます。

なお、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定において、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害するおそれがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を生じると認められる場合を除き、原則として公開となっておりますので、本日の審議会につきましては公開といたします。

それでは、まず審議に先立ちまして、第1号議案及び第3号議案の「宇都宮及び小山栃木都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に関連のある報告第1号「都市計画区域の変更について」の報告を幹事からお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 都市計画課長の船山でございます。着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の「第168回栃木県都市計画審議会報告資料」を御覧いただきたいと思っております。1ページになります。この案件の概要は、いわゆる市町村合併に伴いまして宇都宮都市計画区域、小山栃木都市計画区域を変更しようというものでございます。

宇都宮都市計画区域につきましては、上河内町が宇都宮市と合併いたしまして、従来は単独の上河内都市計画区域というものがございましたが、市の一体性や地域の一体性に鑑みまして宇都宮都市計画区域と統合するという内容でございます。

2点目の小山栃木都市計画区域につきましても、下野市の合併に伴いまして、現時点では旧石橋町の区域は宇都宮都市計画区域になっておりますが、これを同様に小山栃木都市計画という形に変更するという内容でございます。

ページは2ページになります。今御説明したものを図面と表の対照という形で整理しておりますが、上の図面の大きくオレンジ色でくくりましたものが新たな宇都宮都市計画区域です。先程申し上げましたように、上にあります上河内を今回含めるということです。同様に紫の小山栃木都市計画区域で宇都宮と接する部分ですが、オレンジ色に表記されている部分が旧石橋町の区域で、これを小山栃木都市計画区域に含めるものです。

この結果、これは3月に指定しようと考えておりますが、変更後の表を御覧いただきますと、いわゆる線引きしている都市計画区域は3つ、非線引きの都市計画区域は15であったものが14になってまいります。

この指定にあたりましての法律的な定めですが、3ページを御覧いただきますと、都市計画法第5条を抜粋という形で載せております。その3項で、これは変更時も準用いたしますが、都市計画区域を変更しようとするときはあらかじめ関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くということで、この審議会の意見を賜る形になっております。その具体的な内容は、下にございますように平成25年3月、都市計画審議会に、これだけではありませんが都市計画区域の区域割りの変更も含めて諮問させていただき、当審議会に専門委員会を設置していただきました。その後、7回だったと思いますが熱心な御審議をいただいて、平成26年10月に答申という形で御意見をいただき、都市計画案の最終的な策定に取りかかったと御理解いただきたいと思っております。

この答申をおさらいの意味で4ページ以降に付けました。5ページ目は答申書、6ページ目は答申の抜粋、7ページ目は今回の都市計画区域の変更にあたりまして、中程の大きい1番の宇都宮都市計画区域と上河内都市計画区域は、基本的には一緒にすることが適当であろうという御意見をいただきました。また、8ページの中程、関連事項ということで、宇都宮都市計画区域と小山栃木都市計画区域を併せ持つ下野市については、小山栃木都市計画区域に再編していくことが適当であろうという御意見を賜ったものでございます。

3 ページ目にお戻りいただきます。これは流れ図ですが、案を策定いたしまして、いわゆる関係市町への意見聴取というものがございます。こちらについては昨年意見照会いたしまして、関係する市町は小山栃木で4つ、宇都宮都市計画区域で7市町の合計11市町から、平成27年12月から平成28年1月にかけていずれも異存ない旨の御回答をいただいているところでございます。

今回、そういったことで、都市計画審議会に報告させていただき、その後、大臣の同意を経た上で決定していきたいと考えております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの御報告につきまして、委員の皆様から御質問、御意見がございましたらよろしく願いいたします。報告事項ですし、よろしゅうございますか。

御意見、御質問がないようですので、報告事項については以上として審議に入りたいと思います。

○議長 それでは、第1号議案「宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から、第3号議案「小山栃木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は、関連がございますので一括して議題といたします。

この議案につきまして幹事から御説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第1号議案から第3号議案はいわゆる「区域マスタープラン」と申しまして、正式名称は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」になります。宇都宮都市計画区域、足利佐野都市計画区域、小山栃木都市計画区域、それぞれ1号から3号まで別立てで変更概要の説明を差し上げたいと思います。

説明にあたりましては、正式には「議案書」がございしますが、説明に沿う形で「参考資料」を用意しておりますのでこちらで御説明します。

参考資料の1ページ目が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の概要です。下の策定経緯の表を見ていただきますと、上に非線引き都市計画区域、下に線引き都市計画区域と分かれています。前回の都市計画審議会は平成27年10月26日に167回ということでしたが、この際、非線引き都市計画区域14について御審議いただき、原案どおり御答申いただきました。その際にも御説明しましたが、今回は下の線引き都市計画区域について説明して御審議いただくということでございます。

1「都市計画区域マスタープランの概要」です。一番最初は平成16年にこれをつくりました。その後、1回目の変更を経て今回は2回目の変更でございます。

「目的」ですが、キーワードが「とちぎのエコ・コンパクトシティ」で、コンパクト&ネットワーク型都市構造を目指していこうというものでございます。

「位置付け」ですが、栃木県全体の都市計画の基本的な方針になるわけですが、これに即した形でその後、市町がより地域の実情を踏まえた詳細な計画を市町村マスタープランの形で定めることとなります。

2「都市計画区域マスタープランの主な見直し内容」、今回の特徴といえますか、見直しの内容でございます。まずは1)の拠点地区の設定です。拠点地区というのは従来の区域マスタープランの中

でもございました。ただ、どちらかというとも各都市計画区域単位で拠点を設定していこうという色合いが強いものでした。それに比べて、今回は、いわゆる周辺の都市計画区域や栃木県全体をにらんで広域的な観点から拠点を設定しようではないかということでございます。

さらに、2)の拠点地区間のネットワークです。ネットワークについても、現行の区域マスタープランの中でネットワークの重要性を位置付けておりますが、道路網を基本とした交通ネットワークの構築に重点を置いていました。それに対しまして、今回は、超高齢社会であり車を運転しない方々も出てくることを考えた上で、従来どおり道路網のネットワークは重要ですが、これに加えてバス・鉄道といった公共交通ネットワークと一緒に考えて、いわゆる交通ネットワークを構築していこうと考えているところでございます。

3)は都市防災に関する方針を新たに追加しております。委員の皆様にはいわずもがなかもしれませんが、その契機といたしましては、東日本大震災では津波被害だけではなく様々な被害がありました。さらに、記憶に新しいところでは平成26年の広島市での土砂災害。昨今の気象状況は、ちょっと前までは「未曾有の」ということで想定し得なかった気象状況になってきているという言葉がございましたが、現在においてはどのような状況があったとしてもおかしくないという教訓を踏まえまして、概論ではございますが、都市防災に関する方針を新たに追加したものでございます。

3「都市計画区域マスタープランの策定経緯」につきましては、先程御説明差し上げましたので省略いたします。

次に、3つの都市計画区域の区域マスタープランの基本的な目次構成・考え方については、県の広域的視点ということもございまして同様でございます。2・3ページはそれを目次立てに従ってまとめたものでございます。

まず、1の「都市計画の目標」です。1-1にございますように、基本となるものは国勢調査で、平成22年の国勢調査をベースにスタートしております。その時点から概ね20年後の平成42年を見通して、具体的な目標設定としては概ね10年後ということで平成32年。ですので、今回の区域マスタープランの目標年次は平成32年ということで御理解いただきたいと思っております。

また、1-2は「本区域の現状及び課題」を整理しております。課題として整理したものは、まずは将来の都市経営、つまり持続的な都市を維持していくという意味で、いわゆる市街地の都市機能・住宅機能をよりコンパクトにしていく必要があるということ。その上で、それぞれの地域を公共交通も含む交通ネットワークでしっかりと結んでいく。また、環境問題への対応は、都市経営上、商業活動や企業活動をしていく上でちゃんとできるようにという観点をきっちり整理していく必要があるということで、課題として整理しました。

そこから1-3「都市づくりの基本理念」として、「コンパクトな都市」、「スムーズに移動できるネットワーク型の都市」、「環境にもやさしいエコな都市」。それから先程私どもの部長挨拶の中でもございましたが、地方創生や少子高齢化を踏まえたときに、各地域がその魅力をしっかりとアピールし発信していく必要があるということで、「地域の魅力や強みを活かした都市づくり」、この4本柱を立てております。

1-4「本区域の将来都市構造」としては、「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を目指すことを、キャッチフレーズといいますか目標の言葉として据えております。

1-5「地域ごとの市街地像」。これは後程御説明いたしますが、それぞれの都市計画区域の中に拠点地区を設定し、これを連携軸で結んでいくというものになっております。

次に、2の「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」です。これは昨年10月に非線引きの14都市計画区域について御説明した内容と違っております。前は「非線引き」というように線引きはしないという形で位置付けましたが、今回の宇都宮、小山栃木、足利佐野の3都市計画区域につきましては、現在も線引き都市計画区域ですが、平成22年の国勢調査の結果や今までの人口動態、開発の動向を踏まえた場合、引き続き区域区分が必要であると位置付けております。

次に、3の「主要な都市計画の決定の方針」は、3-1ということで土地利用、3-2ということで都市施設(道路、公園、下水道等)、3-3として市街地開発事業、3-4として自然的な環境の整備保全、それと先程追加ということで御説明した3-5の都市防災に関する方針について、ここに記載のとおり整理しております。これについてはこの後も触れさせていただきます。

そして、区域マスタープランの最後に、4の「都市づくりの実現に向けて」。4-1の基本方針はその目標と合致するものです。4-2は、先程御説明した都市計画の目標の中の「都市づくりの基本理念」の4本柱を実現するための主な取組について記載しております。

それでは具体的にはどんな感じかということで、4ページ目。前回の都市計画審議会でその概念について提示させていただきました。その中で、左下に、宇都宮都市計画区域、足利佐野都市計画区域、小山栃木都市計画区域という3都市計画区域ごとに、市町ごとに拠点として「広域拠点」、「地域拠点」、「生活拠点」、「産業拠点」、「観光レクリエーション拠点」がどのような形で位置付けられているかを示しております。例えば右上の「広域拠点」は、鉄道や高速道路などの広域な人の移動の拠点になるところを中心に拠点を形成していこうということで整理した結果でございます。2番目の「地域拠点」は、各市町単位でそれぞれの中心となるところの拠点性を高めていくということです。もちろん大きい宇都宮あたりになると複数の地域拠点の設定になりますが、そういうことで設定しております。「生活拠点」は、我々が住んでいるところ。大きいところは例えば拠点の中やその周辺もあるでしょう、あるいは、地域拠点にはなっていないけれども、集落を中心とした人が住むための拠点も各市町や各地域において多少の差はありますがございます。これについては、区域マスタープランではその主なものを位置付けております。この後御覧いただきますが、実際にこの市町にとっては生活の拠点だけでもというところに生活拠点の印がないところもあります。ここは事前に市町と調整して主なものを載せております。そして、これを踏まえたきめ細かな市町マスタープランの際にしっかり位置付けていくという形で整理しております。

同様に、ネットワークにつきましては、鉄道、道路、バス、デマンド交通といったものがどのように利用されていくのかということで整理しております。

5ページをお開きください。これについては、「議案書」と「議案書 別冊」として事前にお送りしているものです。先程申し上げた目次立てに従って記載がございまして、そのポイントを整理したも

のが、今御覧いただいている「参考資料」の5ページ以降になります。

まず、第1号議案「宇都宮都市計画区域」についてです。こちらにつきましては、これまでの面積や指定の状況の変遷、平成22年の基礎調査をベースとしていますが、それまでの実績とそれに基づく人口・高齢化率の推計を整理しております。

そして、先程基本的な模式で見いただきました将来の都市構造ということで、拠点地区として広域拠点、地域拠点ほか全部で5つの拠点をこちらに具体的に示しております。これにつきましては、6ページ下に将来市街地像ということでゾーニング形式で整理しております。赤が広域拠点で、例えば宇都宮駅を中心とした中心市街地や、鹿沼あるいは真岡に広域拠点を設定しております。緑が地域拠点です。主な生活拠点は黄緑でゾーニング。産業拠点は青、観光レクリエーション拠点はピンクで示しております。

6ページの上になりますが、こういったものをいわゆる「拠点地区間を結ぶ連携軸」としています。「広域連携軸」は鉄道・道路とございますが、ここに記載のとおりJRの東北新幹線をはじめとする鉄道、東北自動車道や北関東自動車道、国道4号など、県域を越えた交通を支える高速道路などを位置付けております。

「都市間連携軸」は、鉄道などもございますが、例えば宇都宮都市計画区域であれば宇都宮栃木線や宇都宮那須烏山線といったものを位置付けております。

「都市内連携軸」は、公共交通として、鉄道もそうですが、ここではじめて路線バスを位置付けております。そのほか大沢宇都宮線や二宮宇都宮線といったものを整理しております。

次に(3)の「目標年次における人口及び産業規模の想定」です。これも後程説明いたしますが、区域マスタープランは人口フレームと産業フレームというフレーム論で成り立っております。そのフレームが目標年次である平成32年にこの程度になるであろう、あるいはこの程度の目標にしていくというものを、人口、産業規模、工場出荷額等で整理しております。現時点での概ねの市街化区域の規模も記載しております。

7ページ目の第2号議案「足利佐野都市計画区域」についても、同様に(2)の「将来の都市構造」ということで5つの拠点を設定し、8ページ目に記載のとおり整理しております。連携軸についても同様でございます。

「小山栃木都市計画区域」は9・10ページ目ですが、これについても同様な構成で、拠点地区の設定、連携軸の設定、フレームの設定ということで整理しております。

10ページの隣に「都市計画区域区分の変更」とございます。次頁の11ページ、先程、後程フレームについて説明させていただくと申し上げましたが、その概要でございます。まず区域区分の変遷については、昭和43年に旧都市計画法が新都市計画法に変わって、本県では昭和45年10月1日に当初決定しました。それから概ね5年ごとに見直しを行い、現在第7回目の定期見直しを行って、その原案を今日提示して御審議いただく形になります。御覧いただいておりますように、市街化区域面積を一つの数字として捉えますと、今回の見直しで位置付けしているものは約3,811haで、当初比でいくと15%程度増加しました。これは、いわゆる高度経済成長期を経て、右肩上がりの中

でこの程度市街化区域が拡大してきたという状況です。

2の「区域区分見直しの概要」です。(2)の「フレームの設定」にはこの後また出てまいります。人口と産業という2つのフレームを区域マスタープランの中で設定しております。概念的には、Aということで、将来、平成32年にはこのくらいの市街化区域が人口や産業の伸びを考えたときには必要だろうというものです。それに対してBは、現在の市街化区域です。その差がCで、新たな市街化区域ということで設定させていただきましたが、これが産業・人口フレームにおいてまだ余地のある部分で、専門的には「保留フレーム」という言い方をしております。この2つに区分して整理しております。

12ページ。まず、人口フレーム、産業フレームについて、それぞれの平成32年の目標について整理しております。それぞれの都市計画区域ごとに、先程の模式図で見ていただいたA・B・Cは、具体的な数字としてはこのようになっています。

①の人口フレームについては、平成25年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の市町村別将来人口推計をベースに推計した結果でございます。②の産業フレームについても、平成25年4月に公表された栃木県の「新栃木県産業活性化基本計画」、これは目標年次は平成29年ですが、その目標とする製造品出荷額をベースに、トレンド等を用いて、平成32年にはこの程度になるであろうということで設定しております。

説明は最後になりますが、(3)の「市街化区域編入箇所」、今後の市街化区域への編入につきましては、保留フレームで設定されたところについて、場所的にも具体的な土地利用調整や具体的な整備の見通しが明らかになった段階で、これ以降随時編入していく形になります。これも区域マスタープランの中に明記しております。

こちらにつきましても、都市計画の手続ですので、平成27年11月13日から2週間、この案について公衆の縦覧に供しました結果、意見書の提出は特にございませんでした。

また、関係市町ということで、宇都宮都市計画区域7市町、足利佐野都市計画区域2市、小山栃木都市計画区域4市町になりますが、いずれの市町からも、時期は若干ずれますが昨年12月から今年1月にかけて異存ない旨の回答をいただいております。御審議の程よろしく願いいたします。

○議長 大部な説明をありがとうございました。それでは、ただいまの御説明を踏まえて審議を進めてまいりたいと存じます。御意見、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。

最後に手続の御説明がありましたが、全て手続的には順調に進んだということによろしいですね。

○幹事(栃木県都市計画課長) はい。これにつきましては、私どもが自ら言うのも何ですが、都市計画法16条に基づいて構想段階からきめ細かに地元説明し、市町からも説明してくれているという前段がございますので、17条の法定縦覧の際、縦覧者も正直それ程多くなかったのですが、特段意見書の提出はなかったという状況です。

○議長 手続的な瑕疵はなく順調に進んだということでございます。内容については何度もここに出てきておりますが、何かございましたらお願いします。よろしゅうございますか。

それでは、特段御質問、御意見もないようですので、本案件について採決を行いたいと思います。

ここで一つ提案させていただきます。採決につきまして、第1号議案から第3号議案まで一括して御説明いただきましたので、一括して採決したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。個別に採決する必要はありませんね。

ありがとうございます。それでは、御同意いただいたということで、第1号議案から第3号議案まで一括して採決とさせていただきます。

それでは、第1号議案「宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から、第3号議案「小山栃木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を、原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

○議長 続きまして第4号議案「宇都宮都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして幹事から御説明をお願いします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 「参考資料」の13ページをお開きください。ちなみに「議案書」上は10～12ページにございますが、参考資料で御説明を差し上げたいと思います。

この内容は、宇都宮都市計画区域区分の変更ということです。位置図に宇都宮の北にある旧上河内町の当時の行政区域が残っておりますが、こちらを宇都宮都市計画区域に結合するものです。その際これを併せて線引きしていくということです。位置図に赤く表示された部分約142.0haを、今回、市街化区域に編入するという内容でございます。

右側の4番を見ていただきますと、旧上河内の役場とその周辺に、非線引きの時代に用途地域を設定しておりました。そこについて、人口密度や宇都宮市が考える拠点のエリアといったものを協議した上で、お示ししたところについて市街化区域に編入していくものです。

ちなみにここに色が塗られております。これは用途地域の色です。ここにも記載がありますように、用途地域自体は宇都宮市の決定案件ですので、宇都宮市として、ここにあります第一種低層住居専用地域から工業地域まで5つの用途地域を設定するという内容で、現在、手続を進めているという内容でございます。これにつきましては、決定の時期は、宇都宮市とちゃんと調整いたしまして、3月末のしかるべき同一日に決定告示できるようにしたいと考えております。

併せまして、ここには個別のものとしては挙げておりませんが、都市計画区域の変更報告の際に申し上げました旧石橋町の関係ですが、下野市の旧石橋町が宇都宮都市計画から小山栃木都市計画になりますので、旧石橋町にあった市街化区域や市街化調整区域について宇都宮都市計画区域から減じられるという併せての変更になります。

これにつきましては、平成27年11月13日から2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、関係市に対しまして意見照会したところ、平成28年1月、異存ない旨の回答をいただいております。御審議の程よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、宇都宮都市計画の線引きの変更について、ただいまの御説明を踏まえまして皆様から御意見、御質問がございましたらお願いします。都市計画区域の変更に伴って、新たに線引き都市計画のほうに編入されるということでございます。特段御意見はございませんか。

それでは、御質問、御意見がないようですので、本案件について原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

○議長 次に、第5号議案「足利佐野都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして幹事から御説明をお願いします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 「参考資料」の14ページをお開きください。第5号議案「足利佐野都市計画区域区分の変更について」でございます。

位置図にございますが、こちらは、足利市南部に位置いたします八坂工業団地・八坂第二工業団地に道路を挟んで隣接する形で、(仮称)八坂第二工業団地西側地区ということで、約18.8haを市街化区域に編入しようとするものでございます。

4の「【参考】予定用途地域図(足利市決定)」を御覧ください。基本的には工業専用地域ということで産業団地を造成します。ここにつきましては県企業局で具体的に整備していくという意思を決定し、区域につきましても住民説明を経て理解を得ているものです。現在は市街化調整区域ですが、計画的な市街地整備の見通しが確実になったことを受けて、今回、市街化区域に編入しようとするものでございます。

先程の上河内同様、足利市の決定ではございますが、足利市におきましては当該地区に工業専用地域を指定すべく準備手続を進めております。これにつきましても、同じ日に線引きと用途地域の決定ができるよう調整してまいりたいと思います。

この案件につきましては、平成27年11月13日から27日までの2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、関係市ということで足利市に意見照会したところ、平成28年1月に異存ない旨の回答をいただいております。御審議の程よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと存じます。足利佐野都市計画区域の中で足利市の線引きの変更ですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御質問、御意見が特段ないようですので、本案件について原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

○議長 続いて第6号議案「小山栃木都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして幹事から御説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 「参考資料」の15ページをお開きください。第6号議案「小山栃木都市計画区域区分の変更について」です。これも、工業系の整備の見通しが立った区域について市街化区域に編入しようというものでございます。

位置図にございます野木の中心市街地の南側に、現在、野木工業団地がございます。その北側の野木工業団地北部地区、これも仮称だと思いますが、約19.0haを市街化区域に編入しようとするものでございます。

4の「【参考】 予定用途地域図（野木町決定）」を見ていただきますと、このエリアにつきまして、これも用途地域は野木町決定で工業専用地域と一部工業地域がございますが、こういったものを同時に指定していくものです。

ここにつきましては、県の土地開発公社が事業主体となって整備を進めるべく、地元に対する説明や区域の確定を進めております。その整備の見通しが確実になったことを受けまして、今回、市街化区域に編入しようとするものでございます。

また、先程の宇都宮同様、「参考資料」に特段の表記はございませんが、小山栃木都市計画区域に旧石橋町のエリアを入れるということがございまして、これは宇都宮都市計画区域とは逆に、旧石橋町域分の市街化区域と市街化調整区域の数字が増えます。そういったことも併せて区域区分の変更ということで整理しております。

これにつきましては、平成27年1月13日から27日までの2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

野木町、下野市からは平成28年1月、いずれも異存ない旨の回答をいただいております。御審議の程よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これも5号議案とほぼ同様の内容の区域区分の変更でございますが、ただいまの御説明に御質問、御意見がございましたらお願いいたします。これにつきましても、手続的には順調に進んでいるということですが、よろしゅうございますか。

特段御意見、御質問がないようですので、本案件について原案どおり議決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。ありがとうございました。

○議長 それでは、第7号議案、第8号議案、第11号議案に移りたいと思います。第7号議案「宇都宮都市計画道路の変更について」、第8号議案「小山栃木都市計画道路の変更について」及び第11号議案「宇都宮都市計画及び小山栃木都市計画下水道の変更について」は、都市計画区域の変更に伴

う名称の変更で、3件とも関係がございますので一括して御説明をお願いしたいと思います。

なお、名称変更と異なる部分につきましては、再度、内容について御説明いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは、ページは振っておりませんが、16ページの前に「都市計画区域の再編に伴う都市計画施設の名称等の変更」ということで、都市計画区域の再編に伴いまして名称を変更するという内容でございます。第7号議案、第8号議案はそれぞれ道路でございます。第11号議案は下水道でございます。

概要です。16ページ、第7号議案、第8号議案は宇都宮都市計画道路と小山栃木都市計画道路の変更ということで整理しております。位置的には、上段の位置図に、結構本数が多いのですが明記しております。この中で、オレンジ色が宇都宮都市計画道路、紫色が小山栃木都市計画道路です。今回変更しようとする前は、紫色のところも全部オレンジ色だったと御理解いただければよろしいかと思っております。これを都市計画区域の再編に伴いまして変更しようということです。

2番の変更内容は、表形式で変更前・変更後ということで、上の図面に対応するような形で整理いたしました。変更前は1つの都市計画道路でしたが、旧石橋町にかかる部分は表右側の変更後にございますように、壬生町にかかる部分と上三川町や真岡市にかかる部分が宇都宮都市計画区域という形で残り、その間に小山栃木都市計画区域という形になります。道路というのは、それぞれの都市計画区域における土地利用と一体となって骨格を形成する重要な都市施設ですので、実態は何ら変わるところはございませんが、先程申し上げました区域再編の適切性等を鑑みて、都市計画道路としても名称を変更していくということでございます。

こちらにつきましては、併せて、当然都市計画道路が分かれますのでその起終点と、小山栃木都市計画や宇都宮都市計画という冠の都市計画区域名が変わりますので名称、それから延長等を、下の表にあるとおり変更しようとするものでございます。

これにつきましては、平成27年11月13日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

関係する市町ということで全部で5市町に対し意見を伺ったところ、平成28年1月にいずれも異なる旨、回答をいただいております。これは道路についてでございます。

次に、17ページを御覧ください。こちらは下水道でございます。ここも同様に名称変更がメインです。位置図の赤の破線の区域がほぼ旧石橋町だったところですが、これを小山栃木都市計画区域にするということです。下の表にありますように、現在は宇都宮都市計画区域で宇都宮、上三川、石橋の公共下水道という位置付けがございます。一方、小山栃木都市計画区域では、都市計画下水道名として南河内町公共下水道、国分寺町公共下水道がございます。これを、変更後にありますように、宇都宮都市計画区域については、石橋公共下水道が抜けまして、宇都宮市公共下水道、上三川町公共下水道という形に名称変更するものです。小山栃木都市計画区域については、今までありました南河内町公共下水道と国分寺町公共下水道に石橋公共下水道が加わり、これを統合する形で下野市公共下水道に名称を変更いたします。

上の図面にございますように、都市計画として下水道を定める場合は、基本的には排水区域と主要な管渠、下水処理施設があればこと足りいるということで主要なものを定める形になっておりますが、それぞれにつきまして宇都宮都市計画区域から小山栃木都市計画下水道の下野市公共下水道という位置付けになります。

こちらにつきましても、平成27年1月13日から2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

下野市からは、意見照会をさせていただいた結果、1月にやはり異存ない旨の回答をいただいております。

以上で、第7号、第8号、第11号、都市計画区域再編に伴う名称の変更についての御説明とさせていただきます。御審議の程よろしく願いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいま御説明いただいた内容につきまして審議を進めたいと思いません。御質問、御意見をよろしく願いたします。

確認ですが、これは都市計画区域の再編にかかわって名称が変わるという、言葉が適切かどうかということではありますが、非常に形式的な内容だと理解してよろしいでしょうか。

○幹事（栃木県都市計画課長） はい。そのように御理解いただいて結構です。

○議長 それでは、この案件につきまして御意見、御質問がございましたらよろしく願いたします。名称変更ということですのでよろしゅうございますね。

それでは、第7号議案「宇都宮都市計画道路の変更について」、都市計画道路3・4・4号真岡壬生線については一部区間の変更箇所がございますので、改めて変更箇所の御説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 「参考資料」18ページをお開きください。7号議案ということで表題上は（拡幅分）と書いてあります。都市計画上、都市計画道路の決定という7号議案での名称と同一議案になりますが、ここだけは具体的な道路の変更を伴いますので、その部分について御説明いたします。

変更を考えている場所は、位置図を御覧いただきますと、建替えの予定が決まっている新芳賀庁舎が図面のほぼ中央にございます。赤い線で3・4・4号真岡壬生線ということで表記しております。ここの、右上から左下にブルーの線で表記されております五行川から東側、オレンジ色で表記してある国道294号までの区間500mについて、幅員等を変更しようとするものでございます。

2の平面図を御覧いただきますと、先程御説明しましたように五行川が左上にございまして、右下に国道294号がございます。この区間500mについて、都市計画道路としての幅員を、基本的に16mから18mに変更しようとするものでございます。

横断図が右上になりますが、現都市計画と都市計画変更案ということで表示しております。

その動機付け、何故というところですが、まず直接的には、平面図に赤く囲った新芳賀庁舎予定地がございます。ここには真岡土木事務所と市営住宅がございましたが、ここに土木事務所も含めて新芳賀庁舎を建設していくということで意思決定がなされております。この道路の北側を見ていただきますと、新芳賀庁舎、従来からございました真岡警察署と真岡消防署、南側には真岡市民会館が集約

的に立地する形になってまいります。土木事務所や芳賀庁舎の話になるとそれ以外のところもありますが、特に真岡市民の方は自転車や歩きでこちらに来られることが相当程度予想されます。車で来られる方も、消防署や真岡警察署はそうではないかもしれませんが、芳賀庁舎はいろいろなセクションを抱えておりますので相当程度のものが出てくるだろうということで、交通渋滞を避けるためにも右折渋滞を回避していくべきだと考えました。その場合は当然のことながら用地買収が伴います。幸いという言葉が適切かどうかはあれですが、道路の北側は全て基本的に公共施設ですので、今回そちら側に2m拡幅しようということで、3の表示にありますように基本的には2車線ですが、それぞれの入口には右折車線をしっかり設けて右折による渋滞を回避しよう。それと、先程申し上げたように、市民が自転車や歩きで安全に来ていただけるということも含めて、自転車専用通行帯1.5m、歩道3mで整理しております。

今回、公共施設が北側に集約するという話をしましたが、併せてこの事業では、18mに拡幅した上で電線類の地中化も実施しようと考えております。

自転車通行帯につきましては、ここで1.5mしっかり確保することによって、五行川サイクリングロードとのネットワークができます。長瀬橋より西側も、交差点を除いて自転車専用レーンという形で色を塗ってネットワークを構成しておりますので、ここを整備することによって五行川サイクリングロード、それから中心市街地、国道294号も路肩の部分も自転車通行帯ということで考えておりますので、ネットワークが完成します。それも併せて今回の計画で位置付けしていきたいと思っております。

こちらにつきましては、平成27年11月13日から2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、関係市町ということで真岡市に意見照会したところ、平成28年1月に異存ない旨の回答をいただいております。御審議の程よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。第7号議案は、名称変更のほかに内容の変更。御説明がございました。道路拡幅案件につきまして、ただいまの説明を踏まえて審議を進めてまいりたいと存じます。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。これは北側の公共施設用地のところは2m拡幅するという内容ですね。よろしいですか。

それでは、7号案件の中身について御意見、御質問はないようでございますので、本案件について採決を行います。

ここで、先程と同じように、議長提案といたしまして、採決については7号議案、8号議案及び11号議案を一括して採決させていただきたいと考えております。名称変更の3件、うち幅員の変更を含むもの1件についてよろしゅうございますか。個別採決が必要だという御意見があれば承ります。

特段御意見がございませんので、第7号、第8号及び第11号議案を一括して採決したいと思えます。

それでは、第7号議案「宇都宮都市計画道路の変更について」、第8号議案「小山栃木都市計画道路の変更について」及び第11号議案「宇都宮都市計画及び小山栃木都市計画下水道の変更について」

を原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

○議長 それでは、第9号議案「那須塩原都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案について幹事から説明をお願いします。

○幹事 (栃木県都市計画課長) 「参考資料」19ページをお開きください。第9号議案「那須塩原都市計画道路の変更について」ということで、位置図に赤と黄色で表記された路線が図面下と上にございます。2つの都市計画道路の変更でございます。

まず、下の3・2・1号東那須野大通りでございます。これは、東北新幹線JR那須塩原駅の西口に、駅前大通りになりますが、東那須野大通りということで延長約1,230mで現在決定されております。それを表記のとおり西側410mについて廃止しようという変更でございます。

当初この道路が決定されたのは昭和48年になります。新しく都市計画法ができて、栃木県の骨格となる都市計画道路の大半が決定された時期でございます。その際に当時の黒磯市と調整した結果、西口につきましては、都市計画道路黒磯那須北線が左下から上の真ん中にかけてございますが、これから越えた現在決定している前弥六地内まで将来市街地として整備していこうという黒磯市の構想がございました。その結果、ここで幅員30m4車線の道路を昭和48年に決定したところでございます。

その後、時間を経まして現在どうなのだろうかということですが、ここに限らず、栃木県の場合は平成18年に「都市計画道路の見直しガイドライン」をつくりまして、主に決定から30年以上たっているものについて、社会経済情勢の変化を的確に捉えた場合、その必要性があるかどうかを検討してまいりました。その見直しの一環として、当時はそこまで都市的土地利用をしていこうという計画がありましたが、現在、那須塩原市としては黒磯那須北線まで、つまり現在区画整理が終わって出来上がっているところまでとして、これ以上の市街地の拡大は考えていない。併せて、ネットワーク型コンパクトシティということでコンパクトにしていこうということも踏まえて、黒磯那須北線から西に伸びているところは市街地整備構想がなくなったと判断し、東那須野大通りは終点を黒磯那須北線までとする変更でございます。

因みに、道路から北西は、緑色の主要地方道大田原高林線として幅員20.5m2車線で既に整備済みでございます。赤い部分は区画整理で整備済みです。現在の整備の状況に都市計画の状況も合わせ、都市計画制限をきっちり整理していくという意味で、今回の変更となったものでございます。

次に黒磯本通り。図面の右上になります。こちらは黒磯駅前広場を起点として、地名でいくと豊浦北地内、主要地方道西那須野那須線と黒磯田島線の交差点まで、黄色で表示したような形で、現在は住宅地を中心としたそれなりの形成をしておりますが、そこに黒磯本通りという都市計画道路がございます。

ここにつきましては2点大きな観点がございます。先程の都市計画道路の見直しの一環の中で、那須塩原市として、黄色で表示した部分の都市計画道路は、実は4車線で都市計画決定されているのですが、これからのまちづくりや、現在や将来の交通量を併せ考えた際にもそこまでの道路は必要ない。県道黒磯田島線は、十分とは言えないかもしれませんが、基本的な2車線がとれて、路肩がとれていて歩道もあります。黄色の下の部分が県道黒磯田島線ですが、こちらでネットワークは十分と判断し、黄色い部分を廃止ということで考えております。

赤い部分につきましては、2の平面図を御覧いただきますと、先程も御説明しましたが、黒磯本通りをオレンジ色で表記しておりますが、25m4車線で決定がなされております。それに対しまして今回は幅員16m2車線ということです。横断図が左下の3にございますが、車線を2車線確保して、自転車専用通行帯をとり、歩道については路上施設帯も勘案した上で有効幅員3mがしっかりとれる形で整備しようとするものです。その発想は、基本的には交通量の見通しがございますが、それよりも大きいのが駅周辺における那須塩原市のまちづくりの方向性でございます。4「(参考)黒磯周辺地区の事業概要」で表記しましたが、ここで①の表記が今回幅員を縮小しようとする区間になります。左肩に事業名として「都市再生整備計画(都市再生構築戦略事業)」とあります。いわゆる中心市街地の活性化や特色ある市街地の形成ということで、那須塩原市は都市再生整備計画をここで立案いたしました。ここに挙げているのは一部の主な事業でしかありませんが、例えば②のまちなか交流広場を整備しようというものです。③は黒磯駅西口広場をしっかりと整備しようというものです。それに隣接する形で⑥(仮称)駅前図書館整備。人が集えるような施設を②、⑥ということで整備します。あとは、そこに、自転車等の利用がちゃんとできるように駐輪場・駐車場もしっかり整備しようというものです。ブルーで表記の⑨は市道になりますが、こちらはインターロッキングやカラー舗装で美化を図り、人が歩いて楽しい空間にしていこうというものです。もちろん少量ながら車は通りますが、そういったことを考えているのが⑨の歩行者動線のネットワークになります。

そういう中で、中央にある黒磯本通りは、交通上も4車線である必要はないと申し上げましたが、一体的に整備すべき地域を分断してしまうことが一番大きい。歩行者や自転車を重要視した道路整備を黒磯本通りについてもやっていくべきであるということで、今回の見直しに併せて、幅員も4車線から2車線に、25mから16mに変更し、ヒューマンスケールの市街地形成を目指したいということとございます。

また、駅前広場も位置図にございますが、道路の縮小に伴って詳細整理したところ、若干小さく5,700㎡から5,500㎡に併せて変更するという内容も含まれております。

こちらにつきましては、平成27年11月27日から12月11日の2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、那須塩原市に意見照会したところ、平成28年1月に異存ない旨の回答をいただいております。説明は以上です。御審議の程よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの御説明を踏まえまして審議を進めてまいりたいと存じます。御質問、御意見がございましたらどなたからでも結構ですのでよろしくお願い致します。都市計画道路

の廃止と縮小ということですが、いかがでしょうか。時代の趨勢に合わせて行わざるを得ないところなのではないでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特段御質問、御意見がないようですので、本案件については原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

○議長 それでは、第10号議案「那須烏山都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案について幹事から説明をお願いします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 「参考資料」20ページをお開きください。第10号議案「那須烏山都市計画道路の変更について」でございます。

位置図にございますように、今回の対象路線は、ほぼ中央に赤で表記しております3・6・3号旭通り線でございます。こちらにつきまして、今回変更を考えている部分を2の平面図に整理しております。まず位置図を御覧いただきますと、緑で表示してあります主要地方道宇都宮那須烏山線(都市計画道路名は3・5・3号宇都宮街道)が宇都宮からまいりまして、那須烏山市の中心市街地に入り、オレンジ色で表記した国道294号と交差し、さらに東に行つて旭通り線との交差点にぶつかります。そこを北上する形で294号になります。主動線はこのような形になってまいります。

そういう状況がある中で、2の平面図を御覧いただきますと、方向が違って恐縮ですが、真ん中に宇都宮街道(都市計画道路宇都宮那須烏山線・国道294号)がまいりまして、旭通りと交差して、この図面でいくと右側に北上して山あげ大橋に至ります。

ここにつきましては、交通量があるにもかかわらず右折レーンがないということと、宇都宮街道と図面右側の3・6・4号八雲通り線と連続して交差点があるということがございまして、常に両方向渋滞の状態にありました。宇都宮街道自体は既に計画どおり整備済みですので、渋滞の原因となる旭通りについてしっかり右折レーンを設けて渋滞を解消しようというものでございます。

現在はどうなっているかという、右上の横断図を御覧いただきますと、基本的にこれは那須烏山市道になりますが幅員11mで整備されております。ここで着目していただきたいのが、右折レーンがないこと。路肩も1mですから、右折車があるとここを頭に渋滞してしまう状況にありました。これを今回、標準部、交差点部という形で整理しておりますが、下の図面を見ていただきますと11mから、19.5mが大半を占めますが、2つの交差点が連続しているので結果としてそうなるということです。最終的に、清水川せせらぎ公園で標準部の幅員に戻るといふ変更の内容です。見ていただきますように、3mの右折レーンを宇都宮街道の交差点と八雲通りの交差点でしっかり確保して、渋滞を解消したいということでございます。

こちらにつきましては、平成27年12月8日から2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、関係市ということで那須烏山市に意見照会したところ、平成28年1月に異存ない旨の回答

をいただいております。説明は以上です。御審議の程よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。最後の案件になりますが、御質問、御意見をお願いいたします。これは90度方位がずれていて見づらいのですが、2つの交差点間200m程の拡幅ということです。はい、お願いします。

○委員 1点確認させてください。変更区間の南側に整備済み区間が1.5kmあると思いますが、こと現在の変更区間の都市計画案との接続部分の連続性について教えてください。

○幹事（栃木県都市計画課長） こちらにつきましては、2の平面図を見ていただきたいと思います。ここに清水川せせらぎ公園がございます。ここはかつて清水川という河川の橋梁でしたが、その後、神長トンネルの残土をここで処理しようということで、県及び那須烏山市でここにせせらぎ公園を整備しました。今、橋の形状はありますが、実質的には公園として一体的にその下をくぐるような構造になっております。

基本的に旭通り線につきましては、現計画では大半は11mで、特段通学路等にもなっておらず、歩行者の状況等を踏まえて今の状況で大丈夫であるということで、今回、交差点の影響する部分についてのみ変更します。

その取り合い部につきましては、図面を見ますとかぎ裂きのような形になっておりまして、歩道が1.5mから今度は3.5mになるわけですが、都市計画区域の道路整備としては自然な誘導となる様な形で整備して、利用者の安全を確保するような形で最終的に整備していきたいと考えております。

○委員 確認したいのは、11mの部分で、恐らく自歩道になっていて、ここから自転車通行帯をつくるということです。自転車の走行を考えると、自歩道側から自転車専用通行帯にこの部分で出てくる構造になっているということよろしいですか。

○幹事（栃木県都市計画課長） ご質問を的確にとらえませんが申しわけありません。

まず、旭通り線11mにつきましては、交通量や自転車通行量等から現在の状況で十分であると考えております。それに対して、今回、起点の側から清水川に至るところは、294号、烏山線には1.25mの自転車専用レーンがございます。それがずっとつながってきて、利用する人々が山あげなどで市街地を回遊するルートとしては旭橋が起点になりますので、ここまでしっかり自転車をつないであげれば問題ないということです。上を見ていただくと、委員の皆様にはいわずもがなですが、国道294号や横線の宇都宮那須烏山線、ここに山あげ会館などもあり山あげ祭りの中心になります。また、それだけではなくて、清水川とあたり一体となって中心市街地の和紙の回遊ルートを那須烏山として位置付けしています。そういう中で、自転車で効率的に動く範囲としてここで止めているということです。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○議長 自転車の回遊動線を含めて接続部の御説明をいただきました。そのほか、この案件につきましてどなたか御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、御質問も御意見も尽きたようですので、本案件について原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

○議長 以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。議決されました議案については、直ちに答申の手続きをとりますので御了承願います。

以上をもちまして本日の会議は終了いたします。御審議ありがとうございました。

最後に補足でございます。平成25年3月21日の第160回栃木県都市計画審議会において設置されました都市計画区域マスタープラン専門委員会ですが、今回の審議会ですべて都市計画区域マスタープランが議決されましたので、都市計画区域マスタープラン専門委員会設置要綱第5条の規定に基づきまして、今回の都市計画審議会をもちまして解散となりますので、御報告いたします。この専門委員会におきましては、ここにおられる森本先生のほか、宇都宮大学の山島先生、足利工業大学の増山先生に、お忙しい中御協力いただきました。また、私も委員長として参加し、何とか責務を果たすことができたと考えております。大変ありがとうございました。御報告させていただきます。

それでは事務局にお返しいたします。

○事務局 平成27年度の栃木県都市計画審議会は今回が最後となります。委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

なお、本日御用意いたしました資料が不要な場合には、そのまま机の上に置いていかれて結構でございます。本日はありがとうございました。

午後3時 閉会